

## 安城市

### 社会福祉協議会における災害時要援護者支援の取組み

人口 185,871人 高齢化率 19.8% (平成28年3月1日現在)

**避難行動要支援者総数 6,702人** (平成27年12月1日現在)

※安城市災害時要援護者支援制度登録者 3,692人

安城市社会福祉協議会では、住民主体の小地域福祉活動を推進するため、地域へ働きかけて平成9年度から地区社会福祉協議会、町内福祉委員会の設立を進め、現在では町内福祉委員会が中心となり、要援護者の日常的な見守りをを行っている。

また、市危機管理課からの委託事業（自主防災組織支援事業平成19年度～）で、要援護者に配慮した避難所運営にも平成25年度から取り組みはじめ、平成27年度は要援護者本人や介助者、福祉施設・団体関係者が参加する福祉避難所開設訓練を初めて実施した。

#### <事業内容>

##### 1 地域住民による要援護者への見守り活動の推進

安城市では、平成9年度から中学校区を区域とする地区社会福祉協議会と町内会を区域とする町内福祉委員会の設立を社会福祉協議会が進め、地域住民による地域福祉活動の推進を支援してきた。

平成16年度に安城市災害時要援護者支援制度が発足し、同意登録した要援護者の所在が地域に明らかになり、要援護者への地域からのアプローチがしやすくなり、この制度を活用した町内福祉委員会の見守り活動の推進事例も生まれてきた。

平成23年度からは、この取り組みを市内全域に広めていくため「地域見守り活動モデル事業」に取り組みはじめ、2年間のモデル事業を経てマニュアルを作成し、平成25年度以降は「地域見守り活動推進事業」として、今年度も取り組みを継続している。（平成27年度末で、75町内福祉委員会中60の町内福祉委員会が指定地区として活動に取り組んでいる）

具体的には、登録した要援護者の生活状況を訪問調査などで把握し、地域支援者を決めて、災害時のみでなく日常的な見守り活動を行っている。地域の防災訓練にも参加できるよう働きかけを行い、実際の参加にもつなげた町内会も増えている。

## 2 福祉避難所の開設訓練

安城市には、中学校区ごとに福祉センターが整備されており、地区社会福祉協議会の事務局も入り、地域福祉活動の拠点となっている。

この福祉センターは、災害時は福祉避難所となり、指定管理者である社会福祉協議会が運営を行うことになっており、市との協定も結んでいるが、職員のみでの訓練しか行っておらず、実際に要援護者が参加する訓練は行っていなかった。

そこで平成27年度は、市の総合防災訓練に合わせて福祉避難所開設訓練を実施することとし、開催に向けて防災講演会や当事者団体やボランティア団体、福祉施設関係者等が参加するワークショップを4回開催し、障害分野別のグループで避難所に必要な物などを話し合い、当日を迎えた。

当日は、要援護者42人、介護者18人、ボランティア25人、施設職員等21人、市職員避難所特命者1人、衣浦東部保健所職員2人、人工呼吸器講師（愛知医科大学災害医療研究センター 小澤和弘先生）1人、市危機管理課職員・社協職員20人合計130人の参加があり、受付（一次、二次）訓練、簡易トイレ・パーテーション・簡易ベッドの組立、手動式人工呼吸器の講義と体験訓練などを実施した。



手動式人工呼吸器の体験訓練



障害種別のグループでのワークショップ

### <効果、反応、波及効果など>

今回が、要援護者が参加する初めての訓練であったため、訓練に至るまでのワークショップの中でも、当事者の生の声を聴くことで、社協としても多くの気づきがあり、障害者自身もお互いを知る機会となった。

また、訓練当日は要援護者や介護者自身が避難者名簿を記入し、各部屋に入って防災倉庫に保管されている備品を実際に組み立てる訓練により、総合福祉センターの間取りや雰囲気、防災倉庫の中の資材の内容や数についても知ることができ、日ごろから自分自身で何を備えておく必要があるかを考える機会ともなった。

この訓練やワークショップを通して、日ごろからの地域とのつながりの大切さに気づき、地域の民生委員、町内福祉委員会メンバーとの懇談会を開催した当事者団体もあった。社会福祉協議会としても、この動きを止めることなく継続して取り組んでいく予定である。